第七十条　補助金
第七十一条　約束の見直し
第七十二条　サービスの貿易に関する小委員会
第七章　自然人の移動
第七十三条　一般原則
第七十四条　適用範囲
第七十五条　定義
第七十六条　特定の約束
第七十七条　規制に関する透明性
第七十八条　入国及び一時的な滞在の許可に関する一般原則及び関連する事項
第七十九条　同行する配偶者及び被扶養者
第八十条　紛争解決
第八十一条　留保
第八十二条　追加的な交渉
第八章　投資
第八十三条　適用範囲
第八十四条　定義
第八十五条　内国民待遇
第八十六条　最恵国待遇
第八十七条　一般的待遇
第八十八条　裁判所の裁判を受ける権利
第八十九条　特定措置の履行要求の禁止
第九十条　留保及び例外
第九十一条　特別な手続及び情報の要求
第九十二条　収用及び補償
第九十三条　争乱からの保護
第九十四条　資金の移転
第九十五条　代位
第九十六条　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決
第九十七条　一時的なセーフガード措置
第九十八条　信用秩序の維持のための措置
第九十九条　環境に関する措置
第百条　他の義務との関係
第百一条　有効期間及び終了
第九章　知的財産
第百二条　一般規定
第百三条　手続事項の簡素化
第百四条　知的財産の保護についての啓発の促進
第百五条　特許
第百六条　商標
第百七条　地理的表示
第百八条　不正競争
第百九条　安全保障のための例外
第十章　政府調達
第百十条　調達に関する原則
第百十一条　無差別待遇
第百十二条　情報の交換
第百十三条　追加的な交渉
第百十四条　無差別待遇に関する交渉
第百十五条　例外
第十一章　競争
第百十六条　反競争的行為
第百十七条　定義
第百十八条　反競争的行為の規制に関する協力
第百十九条　無差別待遇
第百二十条　手続の公正な実施
第百二十一条　透明性
第百二十二条　第十四章の規定の不適用
第十二章　ビジネス環境の整備
第百二十三条　基本原則
第百二十四条　ビジネス環境の整備に関する小委員会
第百二十五条　協議グループ
第百二十六条　連絡事務所
第百二十七条　第十四章の規定の不適用
第十三章　協力
第百二十八条　基本原則及び目的
第百二十九条　協力の分野
第百三十条　協力の範囲及び形態
第百三十一条　実施及び費用
第百三十二条　次章の規定の不適用
第十四章　紛争解決
第百三十三条　適用範囲
第百三十四条　協議
第百三十五条　あっせん、調停又は仲介
第百三十六条　仲裁裁判所の設置
第百三十七条　仲裁裁判所の任務
第百三十八条　仲裁裁判手続
第百三十九条　仲裁裁判手続の終了
第百四十条　裁定の実施
第百四十一条　費用
第百四十二条　言語
第十五章　最終規定
第百四十三条　目次及び見出し
第百四十四条　附属書及び注釈
第百四十五条　改正
第百四十六条　効力発生
第百四十七条　終了